

題ないと思います。

会 長：以上でございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号20号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

(1番入室 着席)

会 長：続いて、議案番号21号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号21号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端農業振興地域内の農地1筆です。譲受人を含めて4名で耕作しており、水稻、里芋、枝豆、じゃがいも等を作付けしています。また、トラクター、田植機、耕運機等を所有しており、所有している農地を全て効率的に耕作しています。自宅から当該地までの通作距離は、10メートルで徒歩で1分ほどです。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当農業委員の7番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7番：先日現地を見に行ってきました。現在家庭菜園になっていますが譲渡人がきれいにして譲受人に引き渡すことを聞いています。譲受人は30a以上耕作していますし、周囲の農地に影響はなく、問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号21号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、議案番号22号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号22号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり小動及び宮山農業振興地域内の農地7筆で、うち3筆が農用地です。譲受人を含めて2名で耕作しており、苗木を作付けしています。また、トラクター、ユンボを所有しており、所有している農地を全て効率的に耕作していることを藤沢市農業委員会に確認しております。自宅から当該地までの通作距離は、3キロメートルで車で15分ほどです。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条

第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

会長：続いて、地区担当農業委員の1番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番：7月12日に事務局と現地調査をしてきました。相続財産管理人が譲渡人となる案件ですが、譲受人は耕作する機械を所有しており、耕作は可能ですので、やむを得ないと思います。

会長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号22号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、日程第2農地法5条の規定による許可申請について、議案番号23号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号23号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地域内にある農業振興地域内農地2筆です。転用事業の内容は貸駐車場で、田端西地区土地区画整理事業のため使用出来なくなった駐車場の代替地を探していたところ、譲渡人との間で所有権移転の話がまとまり、農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、前面道路に水管、ガス管、下水道管のうち2種類が埋設されており、500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

会長：続いて、地区担当農業委員の6番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6番：先日事務局と現地調査に行ってきました。地図にありますとおり隣地が健康管理センター、ガソリンスタンド、南側がファミリーレストランという状況で、第3種農地の要件を満たしております。また、他の農地に影響はありませんので問題ないと思います。

会長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号23号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、議案番号24号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号24号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端地域内にある農業振興地域内農地

1筆です。転用事業の内容は資材置場及び駐車場で、小谷地区の資材置場が手狭になったため代替地を探していたところ、譲渡人との間で所有権移転の話がまとまり、農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかなです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、前面道路に水管、ガス管、下水道管のうち2種類が埋設されており、500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員の7番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番：先日現地を見てまいりました。申請地はきれいに耕耘されており、畑の南側に住居がある状況で、第3種農地農地で他の農地に影響はないと思いますのでよろしくお願いします。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号24号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、日程第3非農地証明願について、議案番号25号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号25号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり倉見農業振興地域内にある農地2筆です。申請地は、住宅地に囲まれた残地であること。南側には東海道新幹線の軌道があることから日照や風通しの影響を受けること。不整形地であることなどから、位置、面積、形状等からみて、農地として耕作の用に供することができないと認められる農地であり、今後耕作に供することは不可能です。立地基準は、前面道路に水管、ガス管、下水道管のうち2種類が埋設されており、500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存することから第3種農地となります。他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。

会 長：続いて地区担当の私から、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。現地は南側が新幹線、西側には道路を挟んで住宅です。新幹線建設の時に自宅を移動した時に砂利を敷いたり、駐車場になっていた時もあり、耕作が不可能な土地です。他の農地にも影響がありませんし、耕作も出来ませんので非農地証明を発行するのはやむを得ないと思います。

会 長：以上でございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号25号は原案のとおり許可書を交付する

	<p>ことに決定いたします。</p> <p>次に日程第4、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号54号から57号の4件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり4件、それぞれ届出がありました。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和3年第7回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和3年第7回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 市川 幹雄 議事録署名人 三留 清一

本議事録は、令和3年8月25日、承認・署名を得て確定しました。